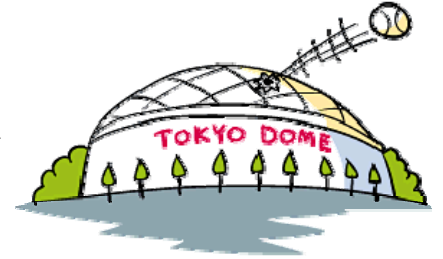


林 野 火 災 Q & A

問1 日本の山火事は1年間でどの程度起きているのですか。

- ・ 日本は国土面積の6.7パーセントが山林で占められているため、林野火災発生危険性の高い国です。
- ・ 平成24年中の出火件数は1,178件（一日当たり3件）
死者は9人
負傷者58人
焼損面積は372haとなっています。（これは東京ドーム約80個分に相当します。）

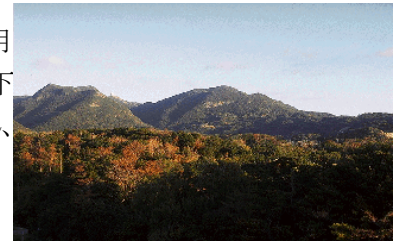


問2 一般の火災と比べてどのような特徴があるのでしょうか。

- ・ 林野火災は、市街地での火災とは異なり、いったん発生すると、消防水利の不足や道路状況が良くないなどの地理的、地形的条件から消防活動が非常に困難で、焼損面積が広範囲に及ぶ危険性が高くなります。
- ・ 近年では、平成25年4月に、長野県諏訪市において焼損面積が220haと大規模な火災が発生しました。

問3 山火事は、環境への影響も大きいのでしょうか。

- ・ 貴重な環境資源である森林は、一度焼失すると再生するまでに数十年の歳月を要します。また、それだけではなく、森林の喪失は、土壌の保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害が誘発され、大きな被害が出やすくなるおそれがあります。



問4 山火事は春先に発生しやすいと聞いていますが。

- ・ 林野火災は春先に多く発生しています。これは、春先には、降雨量が少なく空気が乾燥し、強風が吹く中で野焼きが行われたり、山菜採りや森林レクリエーションなどによる入山者が増加することなどによるものと考えられます。



問5 山火事の出火の原因にはどんなものがあるのでしょうか。

- ・ 出火原因の第1位が「たき火」で、全体の28パーセントを占めています。その他「たばこ」や「火入れ」など、火気の取扱いの不注意や不始末によるものが多いのが特徴で、平成24年中は、この3つで出火件数の約半分を占めています。
- ・ この林野火災の原因については、昭和30年代以前は、「林内作業の失火」「炭焼の失火」「野焼き」等が多かったのですが、近年は、アウトドアブームの影響もあって、入山者の増加によるものに推移してきています。



問6 山火事を防ぐにはどうすればよいのですか。

- ・ 失火による火災を未然に防ぐのが一番大切です。
- ・ 林野周辺に居住している方や、業務により入山する機会の多い方は、火を使う時には、気象状況、周囲の可燃物の状況に注意するとともに、近くに消火用の水を必ず用意し、火から離れないようにするなど十分な管理をしてください。なお、野焼きなどを行う場合は、事前に最寄りの消防機関に届け出ることも必要です。



- ・ レクリエーションやドライブの目的で入山する方は、たばこの投げ捨てをしないなど、マナーの向上に努めることが大切です。また、野外炊飯などの火気の取り扱いに十分注意してください。

問7 山火事が発生したときは、近くにいる人は、どうしたらよいのでしょうか。

- ・ 林野火災を発見した場合は、直ちに119番通報してください。
- ・ 林野火災が発生したときは、消防機関などが、ヘリコプター、広報車、防災行政無線、ハンドマイクなどを活用して火災の状況や危険範囲、避難時期、避難方向などの広報を実施するので、よく耳を傾けて行動してください。
- ・ 住宅への延焼危険が生じたときや入山者の避難を必要とするときは、避難の勧告や指示が出されますが、混乱を避けるため、これによく従って、落ち着いて避難してください。

問8 山火事を予防するため、国や地方公共団体ではどんなことをしているのでしょうか。

- ・ 国や地方公共団体においては、出火防止対策に重点を置いた住民広報や、林野火災訓練などを実施しているとともに、防火水槽などの林野火災用施設の整備を行っています。その他、林野火災発生のおそれのある地域では、林野火災防止看板・標識等の設置や、消防防災ヘリコプターなどによる巡視・警戒を行っています。

問9 山火事が発生した場合は、消防機関はどのような対応をするのでしょうか。

- ・ 林野火災が発生した場合は、発生市町村の消防職員・消防団員が消火活動などを行います。しかし、一市町村だけでは十分に対処できない場合があるため、火災発生の初期段階から、近隣市町村に応援出動を求め、広域的な対応を行っています。
- ・ また、近年は初期段階から、都道府県や消防機関が保有するヘリコプターによる空中消火を積極的に実施するようにしています。これは、従来の消火活動が多人数による長時間の困難かつ危険な作業によって行われたのに比べて、非常に効果的な消火戦術です。



また、火災の延焼状況をいち早く把握するためにも、ヘリコプターからの偵察は有効です。

この消防防災ヘリコプターは、平成25年10月1日現在、消防庁に5機、消防機関に30機、都道府県に40機の計75機が配備されています。

問10 毎年3月1日から始まる「全国山火事予防運動」について教えてください。

- ・ この時期は寒さもゆるみ、春をむかえ、森林レクリエーションで山に入る機会も増えてますが、消防庁と林野庁では、各地方自治体と連携を図りながら、毎年3月1日から3月7日までを「全国山火事予防運動」の統一実施期間と定めています。この期間は統一標語を定め、テレビ、ラジオ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて、山火事防止の呼びかけを行っています。
- ・ 統一標語とポスターの原画は、毎年、全国から募集しています。特にポスターの原画については、中学校と高等学校の生徒から募集しており、毎年、学校ぐるみで応募していただいているところも多くあります。
- ・ 平成25年の統一標語は「山の火事 もとは小さな 火種から」です。

問11 最後に一言。

- ・ 林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。